

調布市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料2

改正後	改正前
<p>○調布市社会教育委員の会議規則 昭和36年3月31日教育委員会規則第5号 調布市社会教育委員の会議規則</p> <p>第1条 社会教育委員の会議（以下「委員会」という。）については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 委員会には、委員の互選による議長と副議長を各1人おく。 2 議長、副議長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。 3 議長は委員会を主宰し副議長は議長を助け議長に事故あるとき、または議長が欠けたとき、その職務を行う。</p> <p>第3条 委員会は議長が招集する。</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条 委員会は、特別の事項を分担するため分科会をおくことができる。</p> <p>第6条 委員会の決定は委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定める。賛否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第7条 委員は会議において関係職員に対し説明または資料の提出を求めることができ関係職員は会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第8条 委員会の事務は、社会教育課において処理する。</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>○調布市社会教育委員の会議規則 昭和36年3月31日教育委員会規則第5号 調布市社会教育委員の会議規則</p> <p>第1条 社会教育委員の会議（以下「委員会」という。）については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 委員会には、委員の互選による議長と副議長を各1人おく。 2 議長、副議長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。 3 議長は委員会を主宰し副議長は議長を助け議長に事故あるとき、または議長が欠けたとき、その職務を行う。</p> <p>第3条 委員会は議長が教育長に、はかって招集する。</p> <p>第4条 委員会は定例会及び臨時会とする。 2 定例会は隔月毎に、臨時会は緊急に必要な事項が生じた場合に招集するものとする。</p> <p>第5条 委員会は、特別の事項を分担するため分科会をおくことができる。</p> <p>第6条 委員会の決定は委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定める。賛否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第7条 委員は会議において関係職員に対し説明または資料の提出を求めることができ関係職員は会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第8条 委員会の事務は、社会教育課において処理する。</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>